

旧八間堀川樋管操作要領（案）

○

○

目 次

第一章 総則（第一条、第二条）

第二章 樋管等の操作の方法等（第三条～第六条）

第三章 洪水警戒体制（第七条～第九条）

第四章 （第十条～第十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 茨城県水海道市橋本地先利根川水系新八間堀川旧八間堀川樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第二条 旧八間堀川樋管のゲートの操作は、水海道排水機場（八間堀川沿岸土地改良区の管理施設で、以下「機場」という。）の操作と相まって新八間堀川の洪水が八間堀川への逆流を防止するとともに、八間堀川の流水を小貝川へ排水することにより、八間堀川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第二章 樋管の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第三条 石下土木事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川裏側にある量水標において測定した八間堀川の水位（Y.P. 8.99メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が3.51メートルに達した場合、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

- 一 新八間堀川から八間堀川への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
- 二 新八間堀川から八間堀川への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
- 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 四 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第四条 所長は、川裏水位が3.51メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第五条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において前二条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第六条 所長は、樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一、操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二、気象及び水象の状況
- 三、操作したゲートの名称及び開度
- 四、操作の際に行った通知及び警告の状況
- 五、第五条に該当するときは、操作の理由
- 六、その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第七条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 水戸地方気象台より大雨および洪水に関する注意報、又は警報が発せられたとき。
- 二 鬼怒水海道観測所の水位が指定水位を越える恐れのあるとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第八条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第九条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、毎月1回以上、所長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第十一条 所長は、新八間堀川水位及びその他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第十二条 樋管の管理に関する事項については、所長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第十三条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附則

この操作要領は、平成12年12月 日から施行する。

八間堀川排水樋管

1) 操作水位

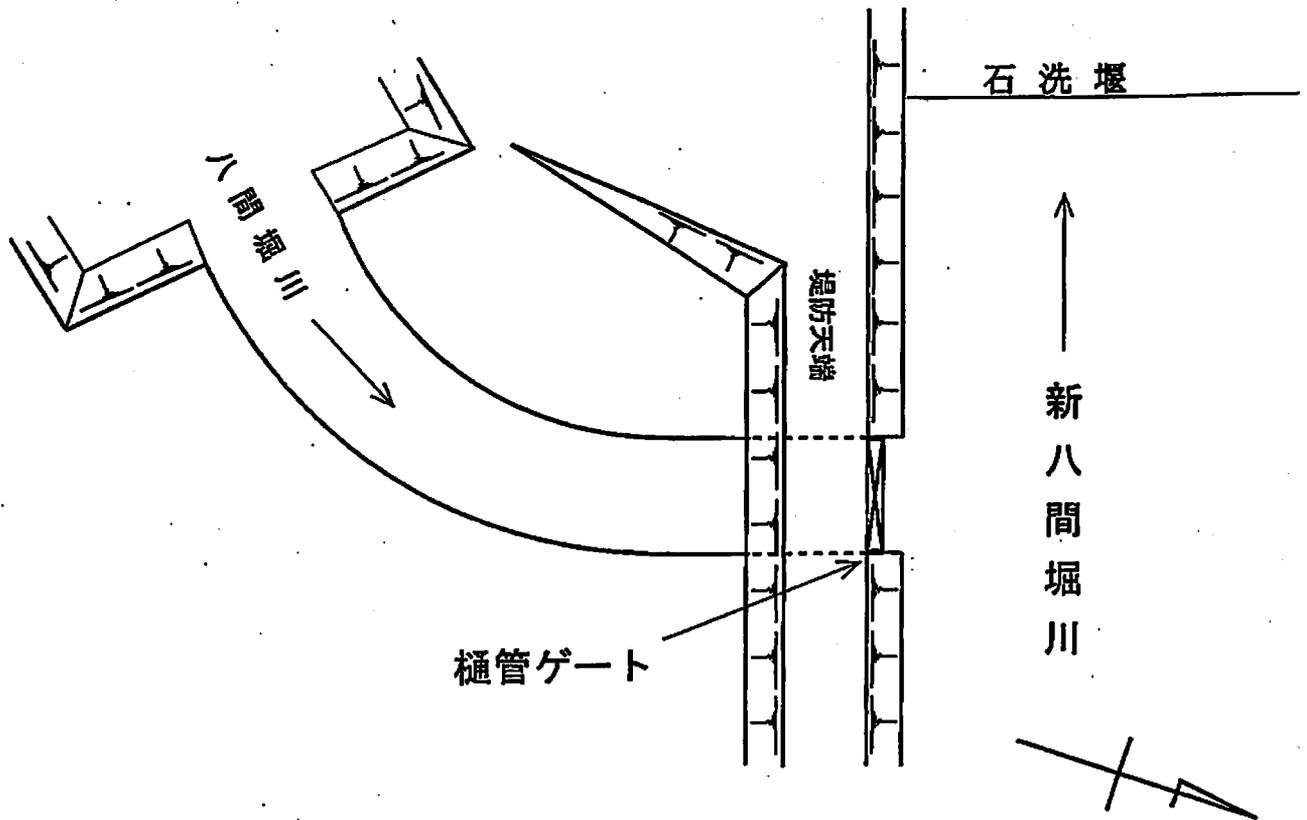
○操作水位 3.51m (Y. P. +12.50m)

八間堀川の計画高水位 (H. W. L) である Y. P. +12.50m 以上においては、樋管ゲートを全閉の操作とする。ただし、新八間堀川 (川表水位) が八間堀川 (川裏水位) よりも低い場合は全開する。

量水標の0点高が Y. P. +8.99m より

量水標の読み値は $12.50 - 8.99 = 3.51\text{m}$

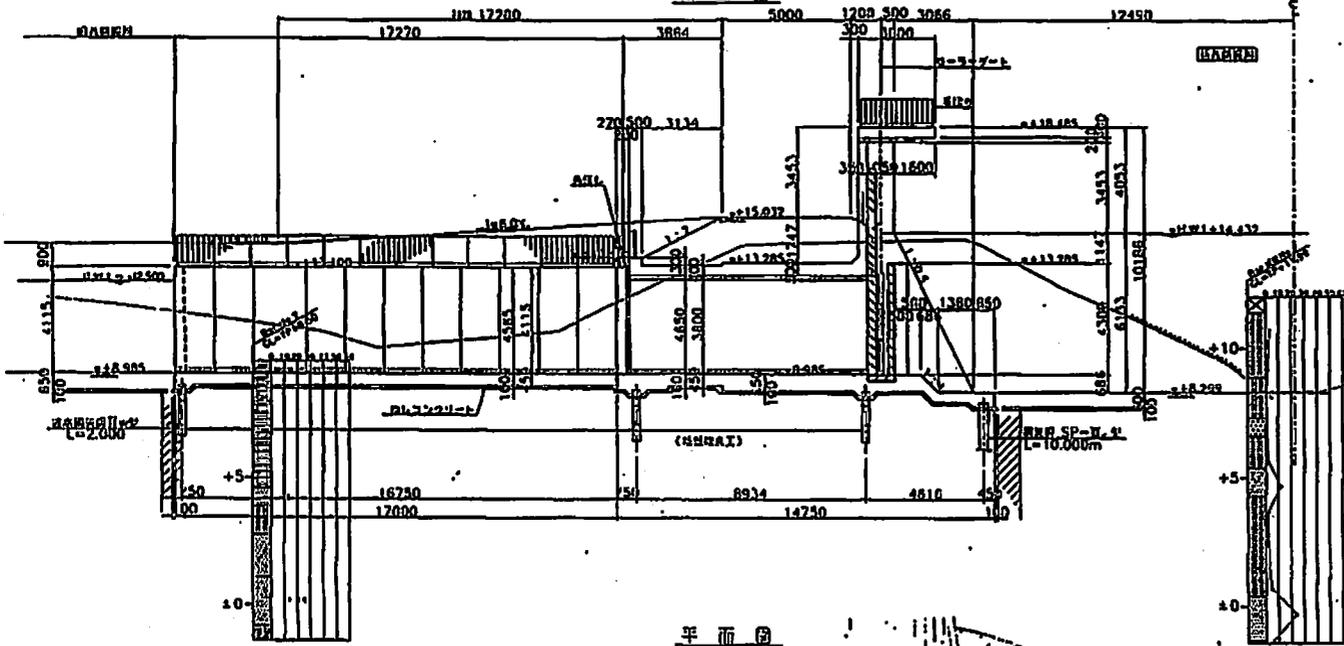
2) 旧八間堀川樋管



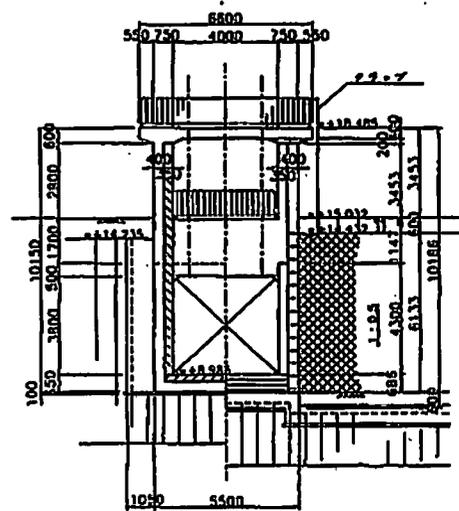
※樋管の川表側、川裏側に量水標を設置する。

樋管一般図

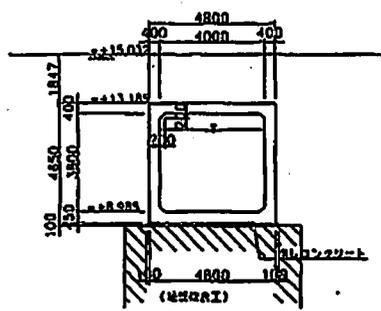
縦断面図



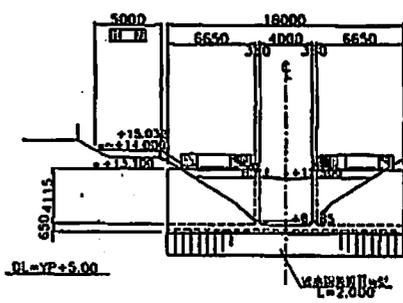
正面図



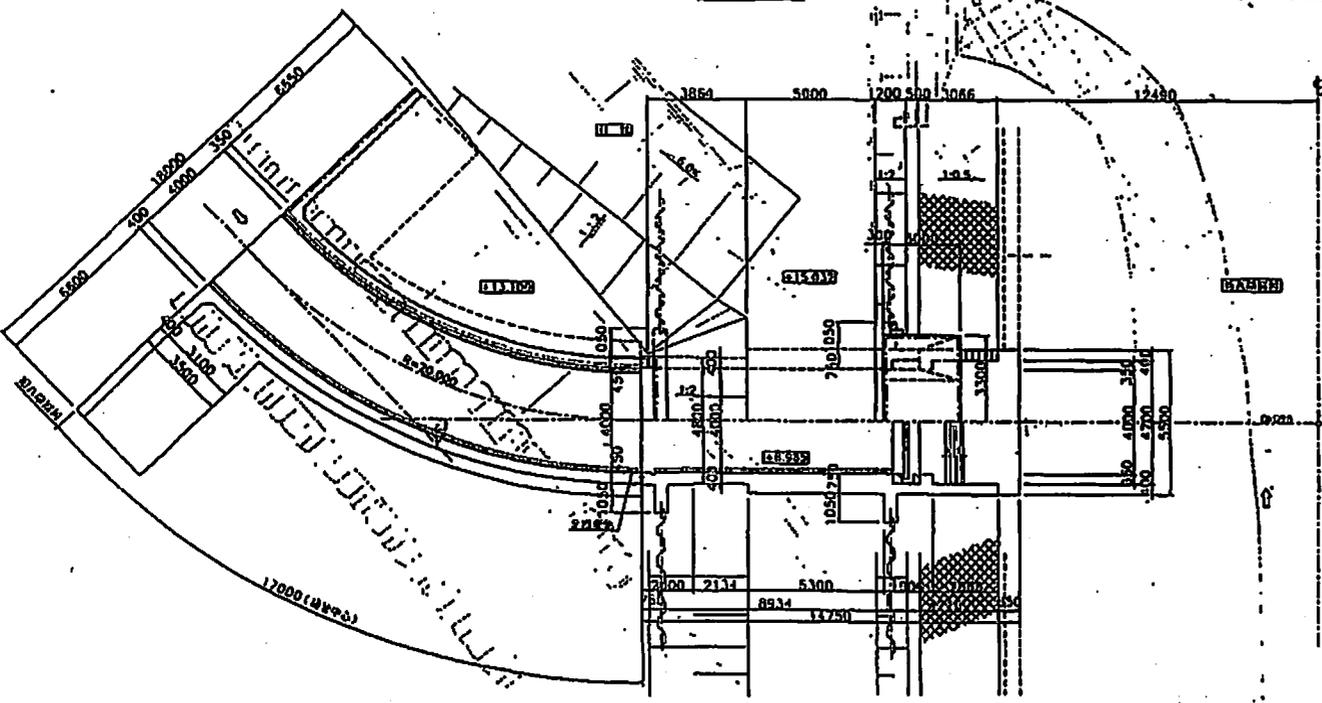
縦線断面図



旧八間堀川



平面図



旧八間堀川樋管一般図

施工年度	平成 27年
工事名	旧八間堀川樋管
河川名	旧八間堀川
工事箇所	水防施設用樋管
図面種類	樋管一般図
図尺	1/50
図面番号	全 図面 4 (/)
図面名	